

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市中心商店街にぎわい広場コミュニティルーム利用許可		
根拠法令及び条項	那覇市中心商店街にぎわい広場条例第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市中心商店街にぎわい広場条例第3項第2項 那覇市中心商店街にぎわい広場条例第6条 那覇市中心商店街にぎわい広場条例第7条 那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則第7条第1項 那覇市中心商店街にぎわい広場コミュニティルーム利用要綱第2条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成17年3月30日	審査基準 最終変更年月 日	平成26年2月13日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して3～8日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年1月13日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	経済観光部 なはまち振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

### 那覇市中心商店街にぎわい広場条例

#### (施設の構成)

第3条 にぎわい広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) コミュニティルーム
- (2) イベント広場
- (3) 駐輪場

2 コミュニティルームは、営利を目的とせず、地域コミュニティの発展に寄与する活動をしている団体が利用できる施設とする。

3 イベント広場は、各種行事又は催物を実施する施設とする。

4 駐輪場は、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車を駐輪させる施設とする。

#### (利用許可)

第6条 にぎわい広場の施設を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 コミュニティルームを利用できるもの及びイベント広場の利用許可の基準は、規則で定める。

#### (利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、にぎわい広場の施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

## 那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則

(利用許可の基準等)

第7条 条例第6条第3項に規定するコミュニティルームを利用できるものは、条例第3条第2項に規定する団体のうち市長が定める基準を満たしているものとする。

2 条例第6条第3項に規定するイベント広場の利用許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行事又は催物が中心商店街の活性化に寄与するものであること。
- (2) 行事又は催物が周辺の生活環境に著しく悪影響を与えないものであること。

## 那覇市中心商店街にぎわい広場コミュニティルーム利用要綱

(対象となる活動)

第2条 条例第3条第2項の地域コミュニティの発展に寄与する活動とは、次のとおりとする。

- (1) まちづくりの推進を図る活動（商店街組織が地域コミュニティのために行う活動を含む。）
- (2) 地域安全活動
- (3) 防犯・防災活動
- (4) 本市が主催する行事又は催物に利用する場合
- (5) 本市が共催する行事又は催物に利用する場合
- (6) 本市が補助する行事又は催物に利用する場合
- (7) 本市が委託する行事又は催物に利用する場合
- (8) 本市が後援する行事又は催物に利用する場合
- (9) 本市の地域活動に関する場合
- (10) 福祉に関する活動に利用する場合
- (11) 県内の学校又は児童福祉施設が校外学習のために利用する場合
- (12) 講習会・講演会等に利用する場合
- (13) NPO団体がその活動のために利用する場合

- (14) 本市中心商店街をPRする活動に利用する場合
- (15) イベント広場の利用に付随する場合
- (16) 国・その他の公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合
- (17) その他市長が認める活動

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (4) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とするもの